

年金生活者支援給付金制度

年金生活者支援給付金は、消費税率引き上げ分を活用し、年金を含めても所得が低い方の生活を支援するために年金に上乗せして支給するもので、令和元年10月1日から始まった制度です。

▼対象となる方

- ① 65歳以上で老齢基礎年金を受けている
- ② 請求される方の世帯全員の市町村民税が非課税となっている
- ③ 前年の年金収入額(※1)と、その他の所得額の合計が88万1200円(※2)以下である

※1 日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください。日本年金機構や厚生労働省から、電話で「口座番号を聞く」「手数料などの金銭を求める」ことはありません。

たは役場保険年金課で手続きをしてください。制度の詳細や申請方法については、給付金専用ダイヤルにお問い合わせいただくか厚生労働省のホームページでご確認ください。

※注意

日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください。日本年金機構や厚生労働省から、電話で「口座番号を聞く」「手数料などの金銭を求める」ことはありません。

【障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方】

障害年金・遺族年金などの非課税収入は含まれません。

② 前年の所得額が472万1000円(扶養親族などの数に応じて増額)以下である

▼請求の手続きについて
今後、老齢・障害・遺族基礎年金の受給を始める方は、年金の裁定請求を行う際にあわせて、土浦年金事務所まで

「インターネットの「定期購入」にご注意を!!」

「インターネットで『初回無料』『お試し』という広告を見て注文したのに、高額な定期購入の契約を申し込んだことになってしまった」「いつでも解約可能」となっていたのに、「4か月間は解約不可だ」と言われた」といった「詐欺的な定期購入商法」に関する相談が増えています。

▼アドバイス

- ◎ 「初回無料」「お試し」といった文言があっても、定期購入が条件になっていないか確認しましょう。
- ◎ いつでも解約可能な場合、何か条件がないか確認しましょう。
- ◎ 画面の利用規約の確認をしましょう。
- ◎ 「最終確認画面」をスクリーンショットで保存しましょう。

※令和4年6月1日より「改正特定商取引法」が施行され、業者への規制が強化されました。

改正特定商取引法では、「最終確認画面」で顧客が「注文確定」をする前に、分量、販売価格・対価、申込の撤回、解除などの契約内容を最終確認できるようにすることを義務づけています。また、消費者を誤認させるような表示により申込んだ場合などは取消ができるようになります。

(参考：消費者庁・国民生活センターのホームページ)



厚生労働省ホームページ <https://www.mhlw.go.jp/index.html>

- ・特設サイト <https://www.mhlw.go.jp/nenkinyuufukin/index.html>
- ・厚生労働省ホームページ <https://www.mhlw.go.jp/index.html>
- ↓「分野別の政策一覧」↓年金「年金・日本年金機構関係」↓「年金生活者支援給付金」
- ・厚生労働省ホームページ <https://www.mhlw.go.jp/index.html>
- ・特設サイト <https://www.mhlw.go.jp/nenkinyuufukin/index.html>
- ・厚生労働省ホームページ <https://www.mhlw.go.jp/index.html>
- ↓「分野別の政策一覧」↓年金「年金・日本年金機構関係」↓「年金生活者支援給付金」
- ・特設サイト <https://www.mhlw.go.jp/nenkinyuufukin/index.html>
- ・厚生労働省ホームページ <https://www.mhlw.go.jp/index.html>
- ・特設サイト <https://www.mhlw.go.jp/nenkinyuufukin/index.html>
- ・厚生労働省ホームページ <https://www.mhlw.go.jp/index.html>
- ・特設サイト <https://www.mhlw.go.jp/nenkinyuufukin/index.html>

消費生活相談だより

インターネットの「定期購入」にご注意を!!

「インターネットで『初回無料』『お試し』という広告を見て注文したのに、高額な定期購入の契約を申し込んだことになってしまった」「いつでも解約可能」となっていたのに、「4か月間は解約不可だ」と言われた」といった「詐欺的な定期購入商法」に関する相談が増えています。

▼アドバイス

- ◎ 「初回無料」「お試し」といった文言があっても、定期購入が条件になっていないか確認しましょう。
- ◎ いつでも解約可能な場合、何か条件がないか確認しましょう。
- ◎ 画面の利用規約の確認をしましょう。
- ◎ 「最終確認画面」をスクリーンショットで保存しましょう。

※令和4年6月1日より「改正特定商取引法」が施行され、業者への規制が強化されました。

改正特定商取引法では、「最終確認画面」で顧客が「注文確定」をする前に、分量、販売価格・対価、申込の撤回、解除などの契約内容を最終確認できるようにすることを義務づけています。また、消費者を誤認させるような表示により申込んだ場合などは取消ができるようになります。

(参考：消費者庁・国民生活センターのホームページ)



○出前講座についてのお知らせ

町では、「悪徳商法」をテーマに出前講座を実施しています。詳しくは、左記問い合わせ先までお問い合わせください。

▼問い合わせ先

まち未来創造課 商工観光係
☎68・2211(内線244)

後期高齢者を対象とした無料の歯科健康診査を実施します!

高齢者の口腔機能の低下や肺炎等の疾病を予防するために、無料の歯科健康診査を実施します

▼実施期間

令和5年9月1日(金)～令和5年12月31日(日)

※ただし、歯科医療機関の休診日は除きます。

▼対象者

茨城県後期高齢者医療広域連合の被保険者で、前年度に75歳、80歳、85歳の誕生日を迎えた方。

① 昭和22年4月1日～昭和23年3月31日生まれの方

② 昭和17年4月1日～昭和18年3月31日生まれの方

③ 昭和12年4月1日～昭和13年3月31日生まれの方

※対象となる方には、8月下旬頃に健診の案内を送付。(施設等入所者除く)

▼検診内容

- ① 問診 ② 歯の状態 ③ 咬合状態
- ④ 口腔衛生の状態 ⑤ 口腔乾燥の状態
- ⑥ 歯周組織・粘膜の状況
- ⑦ 口腔機能評価 ⑧ 呼吸の異常
- ⑨ 指輪つかテスト ⑩ 反復唾液嚥下テスト
- ⑪ 事後指導(セルフケアの歯ブラシ指導)等

▼受診場所

茨城県歯科医師会に所属しており、送付する案内同封の「実施歯科医療機関一覧」に記載のある歯科医療機関。

▼受診方法

① 受診を希望する方は、実施歯科医療機関

商工会だより

労働安全衛生法に基づく各種技能講習・特別教育等のご案内

【建築物石綿含有建材調査者(一般)講習】等の実施について

▼開催日

令和5年10月26日(木)～10月27日(金)

▼会場

利根町商工会

石綿障害予防規則等の改正により、令和5年10月から、建築物の解体・改修工事を行う場合には、「厚生労働大臣が定める講習を修了した者(講習終了後、修了者試験に合格した者)」等による、石綿に関する事前調査が義務化される事になります。

当講習会は、茨城労働局長の登録教習機関へ委託し、標記講習を開催致します。資格取得を目指される方は是非受講ください。

尚、受講希望の方は利根町商工会HP等で確認いただくか、直接お問い合わせください。

加えて、令和5年11月20日(月)から11月22日(水)の3日間、小型移動式クレーンの技能講習・特別教育を予定しておりますので、こちらにつきましてはご要望がございましたら、利根町商工会までお問い合わせください。

利根町プレミアム付商品券事業についてのお知らせ

利根町商工会では、「令和5年度プレミアム付商品券事業」につきまして、令和5

に後期高齢者医療歯科健康診査事業で健康診査を受診する旨を伝えて、予約をさせていただきます。

② 受診日までに、受診票内の問診項目をご記入のうえ、受診日当日に被保険者証、受診券、受診票、歯ブラシをお持ちになって受診してください。

▼問い合わせ先

茨城県後期高齢者医療広域連合 事業課 保健資格班
☎029・309・1212



難病療養者見舞金について

指定難病等により長期にわたり治療を要し、療養を必要とする方に難病療養者見舞金を支給します。

▼申請対象者

○茨城県から、指定難病特定医療費受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証、または先天性血液凝固因子障害等医療受給者証の交付を受けた方。

○申請日の1日前から利根町に6カ月以上住所を住所を有する方。

○市町村民税が非課税の方。

▼申請受付場所

福祉課 障害福祉係にて随時受付しています。午前8時30分～午後5時15分(平日のみ)

▼2年目以降の方

10月までに現況届を提出してください。支給は12月となります。

▼問い合わせ先

福祉課 障害福祉係
☎68・2211(内線128)

年11月の発売を目指して準備中です。

本年度のプレミアム率は10%、詳細につきましては、広報とね11月号の折込チラシにてお知らせする予定です。

尚、利根町商工会では、商品券取扱加盟店を随時募集しております。

商品券取扱加盟店をご希望の事業者の方は是非、利根町商工会までお問い合わせください。

▼問い合わせ先

利根町商工会
布川2947 ☎68・7417

ホームページ <https://tone-sci.or.jp/>

令和5年度利根町新築マイホーム取得助成金のご案内

利根町では、町内に住宅を新築、建て替え又は建売住宅(建築基準法に基づく建築確認日から5年を経過していない住宅)を購入された方に対し、住宅取得に要した費用を、基本25万円、最大55万円まで助成しています。住宅取得に伴う登記の日から1年以内に申請してください。今年度締め切りは令和5年10月31日(火)必着です。

申請には、所定の要件があります。詳細につきましては、「広報とね5月号・8月号」町公式ホームページをご覧ください。利根町役場 政策企画課 地域振興係までお問い合わせください。

▼問い合わせ先 政策企画課 地域振興係

☎68・2211(内線333)
Email: chiki@town.tone.lg.jp